

第七十一回 参議院商工委員会、公害対策及び環境保全特別委員会連合審査会会議録第一号

昭和四十八年六月十九日(火曜日)
午後一時十二分開会

委員氏名

商工委員

佐田 一郎君
大谷 藤之助君
若林 正武君
阿具 根 登君
藤井 恒男君
稲嶺 一郎君
植木 光教君
小笠 公昭君
川上 為治君
細木 亨弘君
林田 悠紀夫君
細川 護熙君
安田 隆明君
大矢 正君
林 虎雄君
藤田 進君
村田 秀三君
中尾 辰義君
峯山 昭範君
須藤 五郎君

公害対策及び環境保全特別委員

大矢 正君
金井 元彦君
菅野 儀作君
杉原 一雄君
内田 善利君
青木 一男君
君 健男君
齋藤 寿夫君
田口 長治郎君
寺本 広作君

出席者は左のとおり。

商工委員会

佐田 一郎君
大谷 藤之助君
若林 正武君
阿具 根 登君
藤井 恒男君

委員

細川 護熙君
藤田 進君
中尾 辰義君
須藤 五郎君
大矢 正君

公害対策及び環境保全特別委員会

大矢 正君
金井 元彦君
菅野 儀作君
杉原 一雄君
内田 善利君

国務大臣

国務大臣
(環境庁長官)
通商産業大臣

政府委員

厚生省環境衛生
局長
通商産業省化学
工業局長
労働省労働基準
局安全衛生部長

事務局側

常任委員会専門
員
常任委員会専門
員

説明員

環境庁企画調整
局審議官
農林省畜産局流
通飼料課長
水産庁調査研究
部長
通商産業省重工
業局次長
北村 昌敏君
橋本 道夫君
宮崎 武幸君
松下 友成君

本日の会議に付した案件

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

案(内閣提出)

〔商工委員長佐田一郎君委員長席に着く〕

○委員長(佐田一郎君) これより商工委員会、公
害対策及び環境保全特別委員会連合審査会を開催
いたします。
先例によりまして、私が連合審査会の会議を主

率いたします。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。杉原

君。

○杉原一雄君 まず第一点として、石油たんの白
問題のその後の軌跡と申しますか、あと追いをし
たいと思います。

実は、きのう六月十八日午前十時、敦賀市にお
いて、原子力発電あるいは東洋紡のPCB等の視
察の概況について記者団会見をし、その後、敦
賀の漁民代表から陳情がなされて、その直後、敦
賀の漁民代表から陳情がなされて、その直後の発
表の中に、敦賀湾のボラと、このことがひっか
かってきたわけです。漁民の理解、市民の理解と
しては、敦賀湾のボラと、こういうのが正確であ
ったらしいんですけれども、福井新聞等では敦賀
湾のボラと、こうあったものだから、それは間
違いだ、ようやく市民も落ちつき始め、魚に対
する信頼感をつちかおうとする段階で、敦賀湾の
ボラでありながら敦賀湾全体のボラという表現
は、これは間違いだという攻撃を実は受けて、非
常に私たちもこの公害の問題、あるいはPCB汚
染の問題、水銀の問題等、全国的な大きな関心
と不安の中に、いまおののきつつあるという今日
的な事情の中で、一つの法案、一つの事象につ
きましても非常に大切に、しかも科学的に真理をき
わめ、そしてまた、すみやかなる対策をとること
の必要性を痛感しております。

そこで、石油たんの問題でございしますが、あ
と追いついて意味は、すでに酸化、あるいは大日
本インキ等では、企業が自主的に製造を中止した
ことは事実でありますけれども、そこでは、私のはこ
こに仮説を設定いたしましたして、もし
企業が自主的中止、規制をしなかったならば、今

日の時点では各省庁はどう対応するか、こういうことで、とても変な論の張り方ではありますが、質問したいと思っています。

第一点として、まず法制上の規制力があります。従来、食品衛生法第四條の二は、人体内に入るもの、石油たん白は動物に入ると、だからこれはこの法の対象にならない、これは厚生省の当時の見解でありましたが、今日もなおその見解を堅持しているのかどうか。しからば、そういう解釈でいくならば、それ以外の法でこれを規制することが不可能なのかどうか、この点、まず冒頭にお聞きします。

○政府委員(浦田純一君) 食品衛生法第四條の二で規制できるかどうかということでございます。これは、直接人体内に取り入れられる食べものというのに限って適用されるわけでございまして、先生の御指摘のように、飼料になると、動物のえさになるというのについては適用がございせん。しかしながら、今回のような石油たん白をめぐる問題がございましたので、何とかして、やはりこの間の規制ができるように検討する必要があります。農林省その他関係省庁との規制の方法について御相談申し上げながら検討しておる段階でございます。

○杉原一雄君 法的には全く無能力ということになるわけですから、それ以上私が追っかけてみるも始まりませんが、しからば第二点として、行政上、鐘化、大日本が法規制がないからつくるといふことになった場合に、行政上の規制力の問題、これは目下検討中では困るんであります。実は明らかにしていただきたいのですが、まず通産は、これに対してなおかつ企業繁盛ということで奨励するかしないか、しないとするならどういう形で規制力を発揮するか。または厚生、そしてまた、公害等の問題にセンターの役割りを果たしている環境庁、それぞれが行政上においてどうい規制力、能力を持っているのかどうか。いま現にそのことについて適用のかまきがあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○政府委員(齋藤太一君) 通産省といたしましては、石油たん白の企業化問題につきましては、従来から所管省、特に厚生省での安全性の確認がなされますまでは企業化をしないようにと、こういった指導をまいっておるところでございます。また、かりに企業が、この際企業化をしたいというような話があるというしますと、まず、その安全性の確認を前提といたしまして、その確認がされるまで企業化は行なわないように行政指導という形で指導したいと、かように考えます。

○説明員(橋本道夫君) いま御質問のございました石油たん白の件につきましては、私どもの環境庁の所管の事項には属しませんので、通産省、厚生省の判断を待つというところでございます。

○政府委員(浦田純一君) 石油たん白を飼料として企業化するというのに対しては、この事柄の初めから厚生省としてははっきり申して、所管がそこまで及ばなかつたのでございすけれども、積極的に問題を提起いたしまして、食品衛生調査会が御案内のような答申をしたわけでございす。したがって、かりにいまの法制では強制力がないにいたしまして、今後、いままでも同様の強い姿勢で行政指導を行なうことによりまして、事実上工業化における安全性というものが確認されない限りは、企業がそれを企業化するということについては、強く行政指導もつて中止方を働きかけていくということで、過去の例から考えますと、それを期待できるんじゃないかというふうに考えております。

○杉原一雄君 石油たん白の飼料化の問題ですけれども、すでに国際的に会議も五月段階、あるいはこれから会議が十月段階に開かれようとしているわけですね。そうした情勢等について通産は十分掌握していると思ひますが、第一点として、すでに認可して生産をしようとする国、それから国際会議等に臨む通産の態度、そしてまたマク

ロ的に見た一つの展望と申しますか、そういうものがあればお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤太一君) 現在、海外の諸国で石油たん白を製造中の国といたしましては、フランスが一九七二年から一万六千トンの生産を開始をいたしております。これはイギリスのBP社の技術によるものと聞いております。それからイギリスにおきましては、一九七二年から年産四千トンの規模で生産が行なわれております。それからソビエト連邦におきまして、一九七二年から一万六千トンの規模で生産中とございまして、今年中に十二万トンに増設されるという予定のように聞いております。

○杉原一雄君 いまの問題、すんなりとそういう形で企業が自主的にやることを、通産としてはあつさり認めているわけですね。こちらのほうでは、人道的な問題とか命にかかわる問題としてかなり国内では真剣に論議しているわけですから、

○政府委員(齋藤太一君) ルーマニアの工業省が計画をしている計画でございまして、これは大日本インキ工業でございまして、それからイタリアのリッキ社が現在建設をしようという計画を持っておりまして、鐘淵化学の技術によるものでございまして、

そういうものをうしろに見ながら、こういう形で企業が進めていくことは通産はオーケーと、こういうことですね。そう理解していいですか。

○政府委員(齋藤太一君) 鐘淵化学がイタリアのリッキ社に技術を技術援助契約の形で出しましたのは、昨年の一月でございまして。その後、食品衛生調査会で安全性につきましての討議が行なわれました結果、昨年の十二月に、一応の、試験段階では安全である、実験段階では安全と認められるというふうな結論が出ましたが、本年二月に厚生大臣から、かりにこれを試作するということがなれば、試作品の段階で再度安全性について再審査が必要である、こういう御見解がございまして、その後企業が自主的に企業化を中止した、こういう経緯がございまして。

そこで、通産省としましては、イタリアの大使館当局者を通産省に招致いたしまして、わが国ではこういうふうなこの安全性についていろいろ議論があつて企業化が行なわれない状態になつておる。したがって、イタリアとしてもこの問題については慎重に御検討をお願いしたい、こういう申し入れをいたしました。

それからルーマニアの件につきましては、これも昨年仮契約が済んでございまして、事実上商談が非常に進んでございまして、相手国政府の在日大使館を通じて、ただいま申しましたようなわが国での石油たん白についての討議の概況等を同じくルーマニア政府にも伝えまして、先方での慎重な検討を要望をいたしたところでございまして、ただいまのところ、相手国政府がいかにか判断されるかという相手国政府の検討を待つておるといふ段階でございまして。

○杉原一雄君 農林省から来ておられると思ひますが、はからずも、六月十四日にニクソンがテレビを通じて、インフレ防止措置のために、大きな手段として農産物の輸出規制を始めたわけですね。そういう中で、日本としては一番大きな影響力のある麦の問題もあるけれども、きょうは畜産に係る飼料——トウモロコシ、大豆その他そう

した飼料の問題等をめぐって、かなりの大きな政策転換を行わざるを得ない状態に入っているわけですが、ここでその問題を追及しようとは思わないけれども、そうした動向の中に、つまり、飼料が足りないというのは厳然たるいかなる事実だかと思うのです。一方では牛や馬やということに騒いでいるわけですから、この辺の畜産奨励と飼料とのかわり合いを考えた場合に、私は一番おそれるのは、石油と白の必要性が潜在しているということなんです。だから、農林省から明らかにしてほしいのは、けさも内村経済局長がテレビで語っていましたが、とにかく飼料不足、つまり国内自給度、それから他から求めるもの、きわめて近い将来、この不足分をどう補てんをしていくかということについての確信ある答弁を求めたいと思います。

○説明員(宮崎武幸君) えさが非常に不足しているという見解が非常に強いわけですが、農林省のたゞいまの見通しでは、当面、非常に値段は上がっておりますが、物自体について供給が不足するという事態には直ちになるとは考えていないわけでございます。それで、長期的に見ました場合に、畜産の伸びに伴いまして飼料の需要量も非常に増大してまいらるわけでございます。これに対処しましては、私もいたしましては、たゞいまの輸入構造、いわゆるアメリカ等特定の国から非常に大量に入れているというのを、できるだけ輸入先を多元化しまして、特定の国の凶作、不作等によりまして大きな影響を受けないように輸入先の多元化をまずはおこなう。それから、現在たいした生産もないような国におきまして、いわゆる開港輸入あるいは契約栽培、こういった方法を講じてできるだけ新しい輸入先を開発する。

それからさらに、国内におきましては、短期的な変動に備えるために、飼料の原材料の備蓄等を検討するというふうなことを考えておりますが、さらに国内の飼料生産の問題につきましては、これは従来からいろいろ努力はしてまいりましたわけ

でございますが、いろいろ生産性の格差の問題、あるいは輸入価格と国内価格の非常に大きな格差がある問題等々問題がございまして、なかなか思うとおりには進まなかったわけでございますが、昨今のこういった国際的な非常に窮迫した事情にかんがみまして、従来以上に国内の飼料生産につきましても努力いたしまして、国内自給率を少しでもあげるように努力したいと、こういうふうに考えております。

○杉原一雄君 課長、念を押しますけれども、具体的なプログラムをつくっていただけますか。きょう内村経済局長がテレビで言っているのも、大体いとおっしゃったとおりです。ことばとしては、答案としてはそれでいいと思うのだけれども、行政的な作業は始まっているのか、それに対する確信があるかどうか、それをお聞きしたい。

○説明員(宮崎武幸君) 具体的なプログラムを持つとかというお尋ねでございますが、数字の上で何トンを開港輸入し、何トンを開港するといった検討につきましては、いまやっております最中でございます。数字としてはまだ申し上げる段階ではございません。

○杉原一雄君 そこで、この問題はここで締めくくりますが、最後にこの法案でありますけれども、「化学物質」として云々あるわけですね。そこで実は五月二十三日に政府が出した覚え書きがあるわけですが、この覚え書きの四項によりまして、「その他化学合成品を含む化学物質で人の健康をそこなうおそれのあるものについて法的整備を図るため、今国会に有害物を含有する家庭用品の規制に関する法律(案)、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(案)」ということが記載されているわけですから、すでにいま審議されている法案は、このことが一つの動機にもなっているというふうに理解されるわけですね。そういうことで、そういう一つの問題の流れから判断するならば、ぼくらのようなしろうとからいえば、この法律ができると石油と白が押えられると簡単に結論は出せると思うのです。ぼくは出して

るわけですね。ところがどうでしょう。この法案の第二条第二項の一、二等の解釈から見ると、石油と白を押えることができるのかできないのか。食品衛生法のようにそれは考えると、こういうことになるのかどうか。その辺のところを、法解釈上適用の問題として具体例にわたるわけですが、明らかにしてほしい。

○政府委員(齋藤太一君) 本法案は、昨年現在もそうでございますけれども、PCBが大量に過去に使われて、それが環境に出まわって魚等の体内に蓄積をいたしまして、回りめぐって食物連鎖を経て人の健康を害すると、こういうふうな問題が起りまして、しかも、一ぺん環境に出たものをあとからこれを回収することはなかなか容易ではない、こういう経験にかんがみまして、化学物質につきましては、製造前にこれの審査をいたしまして、環境に出た場合に分解性が悪い、あるいは蓄積性が高い、こういうことで、魚等を通じて人の健康を害することになるおそれのある物質につきましては製造を規制をする、こういう考え方で立案したわけでございます。したがって、産業等に使用されて一ぺん環境に捨てられ、またした場合に、それが環境に残留して、回りめぐって人の口に入る場合の危害の防止、安全性の確保、こういうことを目的といたしておるわけでございます。

したがって、そういう考え方に即した物質の審査方法等をとっておるわけでございますが、石油と白について申しますと、これは飼料として使われまして、環境に捨てられるわけではございませんで、必ず人の口に入ることもその目的としてつくられるものでございます。したがって、これにつきましては、まず毒性の審査が必要かと思われまして、そのほかこういうものをつくっております工場の品質管理の監督その他、常時非常に細かい規制が必要かと存じます。そういう意味におきましては、こういう環境經由の人の健康を害する問題よりは、もっとシビアな規制が必要だと考えぬわけでございます。

て、そういう意味で、それに即した立法が必要であらうというふうに考えまして、今回の法案におきましては、石油と白はその対象にいたしておりません。

で、たゞいま農林省と厚生省のほうで検討をしておられます飼料につきましては、たゞいま飼料の品質改善に関する法律という飼料の監督法がございまして、この法律の改正ないしは単独立法によりまして、こういった石油と白のような直接人の口に入ることをそもそもの目的としたものに即した規制を、立法をする必要があるというところで、現在、そういった関係省で検討中でございますので、そちらのそれに即した法律にゆだねることにいたしまして、本法案におきましては、石油と白は対象からはずした次第でございます。

○杉原一雄君 通産大臣、いまの石油と白の問題に論を及ぼすわけですが、あなたはいまの行方についておっしゃったわけですが、特に石油の国際的な視野に立つ石油資源の問題については日本一造詣の深い方だと思います。そうしますと、石油と白の問題、そういう資源論の立場と、もう一つは人の命を大事にするという国務大臣の視野から見て、いまのいろいろな答弁等をお聞きされて、大臣がいま直ちに国民に答えることがあるとすれば、この問題に対処する基本的な考え方をあなたの口から明らかにしてほしいと思っております。

○国務大臣(中曾根康弘君) 石油と白の問題につきましてもいろいろ御指摘をいたしまして、私たちが非常に勉強させていただきまして、また、この問題に関する国民の認識が非常に深まったこととわれわれも考えます。

いろいろな御指摘をいただきました結果、人間の生命は、国境を越えて同じようにとうとういものでございまして、認識に立ちまして、技術輸出の契約につきましては、これからの問題につきましては、安全性が認識されるまではこれを禁止する、そういう措置をいたしました。いままであり

ましたイタリーとルーマニアの分につきましては、それぞれ先ほど御答弁申し上げましたような処置をした次第でございます。今度の特定化学物質の中にはこれは入りません。特定化学物質の場合、難分解性等によって外に停滞して、それが魚その他を通じて人間にまた入ってくるという場合を考慮したものであります。飼料の場合は、家畜に入ると、その肉その他が人間のからだに入ってくる、そういう性格でありますから、むしろ直接危険性があるわけでありまして、動物自体の口に入るという意味におきまして、そういう点から、これは別途たまたま申し上げましたような飼料の品質改善に関する法律を改正するとか、あるいは特別立法によってより厳格に規制をする必要がある、そういう認識に立ちまして各省で協議してあるところでございます。石油たんの白の問題を機に、こういう種類の物質についてわれわれはさらに大きな関心を持ちまして、規制を厳重にしていきたいと思っております。

○杉原一雄君 次の第二点に移りますが、ここにこういう書き方をしているわけですが、東京湾はクロだった。それはどういふことかと申しますと、六月四日発表の水産庁の魚介類のPCB汚染状況の精密な調査というものは、東京湾がシロなんです。発表を読みますと、十四水域のうち、東京湾、四日市地先、水俣湾水域その他すべて三P以下であった、だからシロだという水産庁の発表があるわけですね。ところがその後、シロでなくてクロだということが東京都あたりから出てまいったわけですね。水産庁の言わんとする答弁はばくはわかっていふんですけれども、ただそれは地先だと。先ほどの敦賀湾か敦賀港かという議論と同じように、地先のほうはやはり知らぬ、そこにクロがあった、こういうことでは言いのがれにならないと思うんです。もう一度その辺の事情を簡単に明らかにしていただいて、こうした今後とも調査の時点に立つ場合に、こういう判断で、こういう計画で調査作業を進めるのかどうか、その辺のところを簡単にお願いします。

○説明員(松下友成君) 先生ただいま御指摘の、東京湾の奥部におきまして東京都の実施しました調査結果と水産庁の調査結果の相違の点でございますが、昨年の十二月に水産庁が発表いたしましたいわゆる概況調査、私も概況と呼んでおりますが、この結果につきましては、東京湾からはいわゆる暫定規制値をこえる魚は発見されなかったわけでございます。なお、さらに東京都自身で自主的にPCBにつきましても調査をなさっているわけでございますけれども、その結果につきましても、いわゆる規制値をこえる魚が発見されなかったわけでございます。そういう事情を勘案いたしまして、今回発表いたしました精密調査には東京都の分、つまり、東京都の湾奥部につきましては調査をいたさなかった次第でございます。

なお、第二点につきましては、今後の調査でございますが、こういった点もございまして、今後私どもとしては、従来発見されました規制値以上の水域に限りませんが、今後注意すべき水域につきましても、定期的に調査を進めてまいりたいというふうに考えております。

○杉原一雄君 次の、通産の化学工業局化学第二課からデータをいただいたわけですが、これによつてPCB使用工場リストというのが明らかにされたわけですね。水産庁の発表は六月四日です。この辺のところを、このリストとこの地域的に調査する対象ですね。私はちょっと時間的に点検できかねておるんですが、重なっているんですか。専門的にごらんになったらすぐわかると思いますが、重なっているんですか。

○政府委員(齋藤太一君) PCBにつきましても魚介類の汚染状況の調査は、環境庁と水産庁が昨年の秋から暮れにかけまして全国百八水域について実施されたわけでございます。その結果、その概況によりまして汚染が認められた地域につきまして、さらにことし精査が行なわれまして、その際に、十四水域でございますが、やられまして、八水域が汚染区域というふうな発表になったわけ

でございますけれども、私どものほうでは、このPCBをつくっておりますメーカーの出荷リストをメーカーから水産庁のほうに提出させまして、PCBが過去に使われたトン数も入りまして工場名は、全部事前に水産庁のほうに届けてもらいました。

なお、昨年の概況の際に、富山県水域につきましては汚染が認められませんでしたので、今回の精査にあたっては、富山県は精査区域からはずれておたように聞いております。

○杉原一雄君 齋藤さん、水産庁の出した四十七年十二月の発表は、百十幾つではなくて百十となつております。それはどうでもいいんですけど、ただ、私は望むらくは、水産庁にしろ通産省にしろ、使用工場——悪く言えばたれ流し工場というものはどこにあるかということとはわかっていふんです、水産庁もわかっておるわけですね。その辺のところを省と庁とが緊密な連絡作戦をとって徹底的に追及するという基本的な考えが、この際非常に国民から要望され、問われるところだと思つてます。そういう意味で、いまの事実はどうかということを確認したいとまがございませぬので、あえてそのことを申し上げて、私はそれぞれ省庁の努力をお願いしたいということをおこなくだりてひとつ明らかにしておきたい。いわんや、通産省がその後、水産庁のそれがあってからよく六月七日にこのPCB使用工場の問題等が公にされるといふような事態であつて、お互いに何かちぐはぐな状況、こういう点は環境庁あたりでもしつかりしてもらいたいと思つてますが、非常に重要なことだと思つてますので、あえて、ここで警告を出しておきたいと思つてます。

同時に、実は敦賀湾を汚染している犯人というふうにはくらはしろうと判断をいたしますが、東洋紡ですね、きのう東洋紡に行つてまいりました。PCBを現に使つておる工場の中をずっと回つてきたわけですね。だからPCB問題は、このようになつてきたこの時点で、通産省がいまここに列記されておるような多くのPCB使用工場に対

して、まず、使用量とかいろいろのことを調べることも大事でしょうが、とりあえず、行政指導としてそれに対する終末の処理の方法とか、あるいは点検とか、具体的な何かをきめて作業段階に入つておると思つてますか、いま通産省がとつておる緊急処置と申しますか、とりあえずの処置としてPCB対策として使用工場等にとつておる行政処置、行政指導、その骨組みだけ明らかにしてもいいと思いますし、中間発表まではおそらく困難でしょうが、できれば中間発表とそれに対する見解をお聞きしたいと思つてます。

○政府委員(齋藤太一君) PCBにつきましましては、一昨年の十二月をもちましていわゆる開放系と申しますか、感圧紙、塗料、接着剤等々の用途向けの新規の出荷を全部停止をいたしました。それから昨年の六月に、PCBそのものの生産を全部中止をいたしました。また、昨年の八月一ぱいで、その後は閉鎖系につきましても、必ず回収のめどがあつて汚染のおそれのないものを除きましては、閉鎖系に対する新規出荷も全部停止いたしました。したがつて、現在残つておりますのは、過去に出荷された分の使用中のものでございまして、特に現在大口の使用中のものはトランス、コンデンサー、それから熱媒体でございます。

で、昨年の暮れに、抜き取りでございましたけれども、九十一工場につきまして使用状況の調査をいたしまして、工場の排水中のPCBの濃度等々を分析をいたしました。その結果、排水中からPCBが検出されました工場につきましては、PCBの使用を停止するように指示をいたしました。それから停止が困難なものにつきましては、必ず活性炭等によりまして排水中のPCBを吸着回収させるような措置を講ずるように指示をいたしますとともに、工場内の排水路の清掃、それから機器に付着しておるPCBの同じく清掃、場合によりましては土壌の入れかえ、それから、清掃いたしましたところをコンクリートで固化して埋める、こういったことを指示をいたしますとともに、熱媒体につきましては念を入れまして、四十八

年末までに全部PCBでないものに転換をするように指示をいたしまして、その転換計画を各社出すように、同じく指示をしたわけでございます。ただいまその転換計画の報告が逐次参っておりますが、この最近段階で、工場敷にいたしまして大体八割くらい非PCBに転換をいたしております。

なお、今回水産庁のほうで八水城の汚染が発表になりましたので、この八水城を含む府県に所在いたします三百三十八工場につきまして再度現地調査を、立ち入り検査をいたしまして、現在のPCBの使用状況等につきまして調査をして、もしそれが不完全であります場合には、完全な対策を講ずるように、あるいはPCBの使用を禁止すると、こういった指示をその結果によりましていたしたいというふうに考えております。また、この調査によりまして公共水域のPCB汚染の汚染源もあわせて調べたいと、かように考えまして、来月中旬までに三百三十八工場の立ち入り検査を終了する予定でございます。

○杉原一雄君 いま局長の言ったのは、PCBにかわるものにまあ切りかえさせると。品物はKS K三三〇、これはだいいじょうぶというところであるかどうか、その辺のところを明確にお聞きしたいというところ、PCT—BとTの違いですが、これは聞くところによると過去の存在のように聞きますが、今日の状況の中でこれも利用されていることはございませんか、どうか、はつきり答弁をしていただきたいと思います。

○政府委員(齋藤太一君) 熱媒体の代替品でございますけれども、幾つかの種類がございます。一つは鉱油系のものがございまして、これは、PCBが生まれます前からわが国で使われておりましたものでございまして、そのほかにもビフェニール系あるいはアルキルナフタリン系等々幾つかの種類がございますが、御指摘のKS Kは、四十五年の十一月からわが国で生産されておりますアルキルナフタリン系の熱媒体でございます。で、この安全性でございますけれども、まず、分解性につきま

しては、通産省の微生物工業技術研究所で試験をいたしました結果、大抵軽油と灯油の間ぐらいの分解性でございます。分解性は非常によいという結果が出ております。それから慢性毒性試験につきましましては、現在、東京歯科大学に依頼をいたしまして試験中でございますけれども、すでに六カ月の試験が終わりまして中間報告が出ておりますが、それによりますと、その毒性はPCBよりもはるかに低くて、二十五分の一という数値が報告されております。なお、この慢性毒性につきましましては、さらにもう相当期間続けたいと、かように考えております。こういうことで、PCBと違ひまして塩素がついておりませんので、分解性もよろしゅうございまして、慢性毒性も非常に低いというところでございまして、私もとしましては、一応安全であるというふうに考えております。

なお、本法案が施行になりますれば、こういった化学物質は、熱媒体等代替品はすべて再度本法によりまして安全性を確認することになるかと存じます。

それから、PCBの御質問がございましたが、これはポリ塩化トリフェニールという品物でございまして、PCBがポリ塩化ビフェニールでございまして、フェニールが二つあったのがPCBでございまして、これが三つあったのがPCTでございまして、非常にPCBに似た構造を持っております品物でございまして、

これらはPCBと同じく鐘淵化学と、それから三菱モンスターが従来生産をいたしておりましたけれども、昨年の三月に生産は全部やめております。過去の生産の累計は二千六百二十トンでございまして、PCBが約六万トン生産されましたのに比べて、量は非常に少なくなっております。このほかに輸入が百四十トンございまして、販売も昨年の六月に完全に停止をされております。出荷の向け先といたしましては、四分の一が電気機器関係でございまして、四分の三は接着剤とか塗料、インキといった開放系の用途に使われてお

ります。なお感圧紙には全く使われておりません。

PCBの毒性につきましては、厚生省が今年度予算で現在毒性試験をやっておられるように私も伺っておりますが、いずれにしましても、PCBに非常に似た構造を持ったものでございまして、PCB同様に取り扱ったほうがよからうというふうに考えまして、昨年の七月に製造していただいた両社に対して、回収をするように指示をいたしましたけれども、在庫品は一応回収いたしました。出荷分に使われておいたものにつきましましては、開放系が多い関係で回収漏れがやはり相当ございました。

○杉原一雄君 これからの問題ですけれども、まあたいへん国民は不安におのっていると思うんです。また、これをもつてなりわいとしている漁民にとつてもたいへん大きな問題ですが、厚生省等の権威を総動員いたしまして、どうあるべきかという、国民も、かくすればかくなるというたようなことなどの努力も、精神面の努力ですね、これも必要だと思えます。たとえば京都の衛生研究所の藤原邦達さんですか、このPCB汚染魚について、みずから守る十カ条というのを発表しております。この表現は、この十カ条がわれわれしろうとに非常にわかりやすい。あぶらこい魚を食べるな、はらわたを食うなというようなことで、きわめてわかりやすいのであります。こうしたことなども、やはりこれは行政面でどの分野でどうされるか知りませんが、やはり行き渡るようにしていただきたいということ、これは要望です。

きのう教習で手に入りました教習市の「広報教習」というので、PCB特集を、二連続出しているわけですが、これは心配するな、心配するなという広報なんです。海水浴もキス釣りなども心配ありません、食べられないのはスズキだけですよ、こういったような宣伝をこれとめておいでになるわけです。この必死な気持ちはよくわかりますが、これでもわれわれはやっぱり疑わざる

を得ない。だから問題は、もう教習市は福井県、教習市と連名で安全宣言を、安心宣言をやっているわけですね。私はこれは問題だと思ふのです。

だから、これはどうぞかしい問題ですから、やはり厚生あるいは通産それぞれ一方は汚染源をたつき、一方は現状を把握してこの対策等について緊急な処置をとらないと、漁民にとつては耐えられないものであり、魚を食うわれわれとしてもこれまた不安でたまらない。こういうもやもやとしたものを、過去の責任を追及するよりも、今後どうするかということについての努力を大いに要望しておきたいと思ひます。この問題はこれで省略いたします。

第三の問題に移りますが、これは企画調整局です。環境庁ですね。公害保健課の調査に基づく水銀等による環境汚染の調査状況があるわけですから、これをいたしておるわけですが、これによりまして、非常にばくは自分の県のことだからすぐそこばかり見るわけですが、神通川が調査水域になつてはいるわけですね。これによりまして、神通川では百四十六検体を見たけれども、そのうちウグイの二検体だけちょっと総水銀量が基準をこえている、こういう結果でありますから、県民とすれば、だいいじょうぶだなと、こう思うわけですが。ところが私は、実は通産と緊密な連絡をとると、神通川なんか調べているのはナンセンスですよ。本来、富山県で水銀の汚染するであろうと想定できるのは、水産庁からいたした資料によりまして、富山県には化学工場は幾つもあつた。ほかの県でも言えることだと思ふんですが、そうした通産と農林省とが連絡作戦をとつて真実を追及するといふ行政のかまが私ここで非常に問題だと、そういう意味で、もう一度環境庁ですが、企画調整局が神通川を調査対象にした理由、それをひとつ明らかにしてほしいと思ひます。

○説明員(橋本道夫君) いま先生から御質問のありました、どうしてこの神通川を対象としたかという御質問でございますが、まず、神通川の調査を始めたのは昭和四十一年でございましたが、

喜田村教授が個人で研究されたデータの中に、どうも神通川の出水がおかしいという話がありまして、それを県のほうに話をいたしまして、四十二年から環境庁が神通川を指定して調査したわけでありました。その時点におきまして、一方、富山県下の小矢部川というのがございまして、こちらの川に対しては約倍以上の水銀の汚染の度合いがある。その当時は平均いたしまして一・〇六PPMというところでございまして、これは非常に問題があるのではないかとということでございまして、さらにその調査を四十三年に加えて、四十三年の段階では一・七六PPMというような非常に高濃度、また、この神通川のアシル水銀につきましては、普通はメチル水銀の問題でございまして、エチル水銀が高いという異常なデータが出まして、四十三年に、当時厚生省の公害行政がございまして、そのときに神通川についての警告を発してこまかな調査をいたしたわけでありました。

この昭和四十三年のデータが神通と小矢部と比べられるわけですが、神通が一・七六PPMに対して、当時、小矢部川は〇・四四というところで、神通が圧倒的に高いという問題と、また、四十三年八月にきまりました水銀暫定対策要領という当時の要領でいいますと、小矢部川は一PPMをこえるものが一七％に対して、神通川は四〇％あった、こういうことで、神通川の究明に鋭意力をあげて警告を発して取り組んだわけでありまして、それによりまして四十五年四月、神通川の流域に、ある製薬工場がございまして、非常に小さな製薬工場でございまして、そこからエチル水銀関係の排水があるということを最終的に突きとめました。それによりまして、四十五年四月にその工場の工程をストップし、四十六年二月にはこの製造権をこれは取り下げまして、もうすでにこの作業は終わっております。そういうことで、先生いま御指摘のように、四十七年におきましては平均で〇・二九というように、四十四年の一・四一に對しまして、いたく改善を見た

ことは事実でございまして。そういう点におきまして、私も、この神通川をなぜ選んだのかという点につきましては、少なくとも四十七年までの経過は以上申し上げたようなことであらうということにございまして。

○杉原一雄君 次に、第一水俣、今度は第三水俣、まあ第二は省略いたしますが、しかし、第一と第三は水俣が通じているのです。しかも非常に至近の、距離の近い状況にあるのですから、少なくとも第一の水俣が、不知火湾に水俣があるのだ、だからこうなったのだということがわかった時点では、ちよっと手の届くところにある有明をなぜ調べなかったのか。今日のような、熊本大学の発表がなければあてないという状況自体も、また行政的な態度としてはけしからぬわけですから、結局、データがなかったのじゃないかという憶測をするわけですが、この第一と第三の間、時間的なズレがなくて、地理的にきわめて至近距離にある同じ地点が、なぜ今日までそのことが明らかにならなかったか、その能力的な問題なのか、機構の問題なのか、その点を実ははっきりしていただきたいと思ひます。

私の県など非常に不名誉なこと、先般、三木長官がテレビの中で徳山湾と富山湾だということ、かなり強い表現で徹底的に調査するという発言をされたわけですが、六百六十七トンだと、これ以上あるかもしれません。こういうような状況なども、いま唐突として水俣が富山県に使用され、それが富山湾に流れ、あるいは川に流出するという問題ではなかったと思ひます。そこにやはりこうした通産行政を指導する側の通産省、あるいはまた国民の健康を守る厚生省、最近できた環境庁、そうしたところに行政当局相互の協力の問題、あるいは力の限界、いろいろあると思ひますが、そうしたところを正直にひとつ聞かしていただきたい。まず有明と不知火湾の問題ですね。これは一体どこにそういうズレが出てきたのか、その点を明らかにしていただかないと、今後私たちは、日本じゅう水俣があるような気がして心配で

たまらない、はつきりしてほしいと思ひます。

○政府委員(齋藤太一君) 水俣の水俣病につきましては、その原因が何であるかは非常に長い間議論のあったところでございまして、政府も、企画庁を中心に当時連絡会議を設けていろいろな原因の究明に当たりまして、昭和四十三年に政府の公式見解として、第一水俣病につきましては、この工場排水がその原因であるということを発表をいたしましたわけにございまして。現在問題になっておりますいわゆる第三水俣病という問題に、関係が深いのではないかと、現在問題になっております日本合成化学工業は、その水俣病の原因発表の四十三年をさかのぼる昭和四十年に、すでに水俣を使わない製法に転換をいたしております。水俣病がそういう原因であるという

ことがわかりました当時には、すでに水俣法によりましてアセトアルデヒドの製造はその工場では営んでおりませんでした関係で、通産省といたしましては、工場が終つておりますから、そういった懸念はなからうというふうに当時考えておいたわけにございまして。ただ、水域等の汚染状況調査につきましては、関係省のほうで有明海につきましてもその後引き続き行なわれておたように聞いております。

○杉原一雄君 委員長、環境庁長官はまだ出て来ないのか、ひとつ督促してください。私の時間切れが迫つてまいりましたから。

○委員長(佐田一郎君) ちよっと速記とめて。(速記中止)

○委員長(佐田一郎君) 速記始めて。

○杉原一雄君 ちよっとつまらぬことを言うけれども、化学物質をAならAですね、この法によつてこれは製造してよろしいと、そういう許可をおります。そうすると、それがかりに人間の体内に入ると、そうすると、またBという品物がある。これも許可されて体内に入ってくる。体内に入ってくると、化学物質と化学物質とが、AとBとが相乗作用を起こして、それが人間に被害を与えると、毒物を蓄積して、その生命に大きな危害を加える

ということとは科学的に、論理的にこれはないことだろうか。その辺のところをばくらしろうと思ひます。専門家の立場から明らかにしてほしいと思ひます。

○政府委員(浦田純一君) 一般的に薬物などで二種以上の薬物を同時に摂取した場合に、お互いにその薬の作用を強め合うという事例はございまして。また逆に、お互いにその作用を弱め合うという事例もございまして。食品添加物などの例でございまして、これはまだ実験があまり進んでおりませんが、いままで得た知見をいたしましては、相乗作用というものははっきりとは証明されておられません。一般に、お説のような化学物質を二種以上とった場合の作用ということにつきましては、やはり不明の分野があるわけでございまして、一がいに作用を強め合う、あるいは弱め合うということも、なかなか言うのにはデータが不足しているということが現状だと思ひます。

○杉原一雄君 いまの質問はちよっと比喩的だったと思ひますけれども、ただ問題は、この法自体が、厚生大臣、通商産業大臣で、横つちに環境庁があつて、「必要があると認めるときは」と、こう書いてあるわけですね。だからこの法案のたてまえからいへば、主たる責任は通産と厚生にある。環境庁は横にあって、何かサセテションを与える程度の存在のように書かれてはいるわけですが、そういう受けとめ方ではないか。これを図式にあらわせば、厚生と通産と同じ形に並んで、それで横に点線を持っていつて環境庁、というふうな形でこの法の今後の指導、行政面の移しかえをしていくというふうに理解していいのかわるか。しかもそれはそれでいいのかわるか。環境庁の——そこにも橋本さんが力んでいるのですが、それでいいのかわるか。その辺は言にくいことですが、それぞれの省庁からの見解を聞きたいと思ひます。

○政府委員(齋藤太一君) この法案におきましては、化学物質の安全性の審査につきましては、そう

いった物質の製造そのものを所管いたしております通産省と、それから国民の健康を所管されます厚生省が共管の形で一件一件の申請につきまして安全性を審査をいたすことになっております。ただ同時に、環境の保護と環境汚染の防止という観点から、総合的に環境庁がこれに関与される形になっておりまして、たとえば化学物質の試験をいたします際の試験の方法、試験の項目と、こういったものにつきましては、本法案の第四條の第四項によりまして、環境庁、厚生省、通産省の三省庁で共同でこういった試験項目等をつくると、こういうふうになっております。それから個々の申請につきましても、一件一件の申請の写しを環境庁長官に送付をいたしまして、もし環境庁長官が御意見があります際には、厚生大臣、通産大臣がシロ、クロの判定を行なうに際しまして、事前に環境庁に説明を求められたり、あるいは環境庁からその判定についての意見を述べられると、こういうことができるようにいたしております。て、こういう形によりまして個々の案件を一応通産大臣と厚生大臣で処理をいたしますけれども、環境庁は高い立場からこれに御意見を述べられるというふうな仕組みにいたしまして、環境庁の御意見を十分尊重するように法案に盛り込んでおるところでございます。

○杉原一雄君　そうすると、それはよろしいという、届け出、新規化学物質ということと条件を整えて決定をするという段階までは、やはり二つの省と一つの庁とがお互いに協力し合っていくということであり、でさうしたもののについては、追跡についてもこれは三者とも追っかけていくというように、単純な路線を引けば——そういう理解のしかたでいいですか。

○政府委員(齋藤太一君)　化学物質につきましては安全性の審査の最終決定等は、通産大臣と厚生大臣とで行ないますけれども、十分環境庁長官の御意見を参酌すると、こういうような考え方で運用してまいる仕組みになっております。

○杉原一雄君　それで、通産がJISマークとい

うの出しているわけですね。いろいろ品物に対して、ところが農林省はJASを出しているわけですね。いままで、農林省関係では、JASの法律をつくったのは最近ですから、件数が少ないと思えますけれども、現状はどれぐらいの品目、あるいは規格に対してJASマークをつけることを許したか。私は特に聞きたいのは、あとの追跡の問題ですよ。JASがついているからだいじょうぶだと思ふのは国民の心理だし、当然のことだ。ただし、結果的には、JASをつけたけれども、あとだめだったというのがあるわけですね。そういうだめだったというのが農林省サイドで、まあ農林省がやっていることですから、JASマークの問題、JAS規格の問題についてそういう実態はどうか。これは時間がありませんから簡単にお願いします。通産がJISマークというのを出しているわけですね。これも歴史が古いから相当件数出していると思えますけれども、現状、たゞいま今日まで出したのだけれども、これはいろいろな点でこれはだめだと、製造禁止、使用禁止といったようなことなどあれば、具体的なものでお示しいただければ、ほか政治的判断をするのに非常にいい。いま申し上げたように、追跡をどの省庁がするかという問題と関連いたしますから、その点をひとつ具体例としてお聞かせします。

○政府委員(齋藤太一君)　JISにつきましては、現在、総数が七千二百五十ございます。これは三年ごとにJISの内容を見直すように法律で定められておりますが、その見直しの結果、あるいは主務大臣のほうから時勢に合わなくなった等々の理由で廃止を諮問することもございます。昨年度中にJISを廃止した件数は五十八件でございます。なお、過去に廃止をいたしました累計件数は千六百十九件になっております。

○説明員(宮崎武幸君)　私、実は担当でないのですが、JASについては存しておらないわけでございますが、たしか規格の数で三百数十件ぐらいではなかったかと思ひます。あとの数字につきましては、担当のほうから後日報告させたいと思ひま

す。

○杉原一雄君　連絡をとっておかなかったかな。現に千葉ニコニコ会社のやつがストップかかったわけですね。これは人の命に関する問題ですから、あるということだけは全体が確認しておきたいと思ひますし、いま申し上げたように、今度の化学物質にしましても、認可、許可したあとの追跡ですね。これは厚生省だ、通産省だ、環境庁だと言わないで、ほんとうに総力をあげて努力をしていただきたいということをお願いいたします。最後に、この具体的な数字を要求したわけですね。最後であります。先般、六月十二日の閣議で水銀等汚染対策推進会議が設定され、議長は三木環境庁長官、六月十四日午前八時から第一回の会議が行なわれた。そして新聞等によりまして、十一項目の対策が決定した。こゝまでは私たちが解をしていくわけですね。その中で、長官も出ておいでになりましたから、非常に水銀問題で先ほどいろいろな経過質疑をやっておたわけですが、きのうも現地調査なんかをして、非常に重大な問題であり、とりわけ、長官が先般この対策会議が終わった後にテレビに出て、富山県と徳山湾がたいへんだと、徹底的に調査をやるんだと言っておられたのですが、太いにやっていただいたいと思ひます。ただ、十一項目ですね、その中で、特に政府として最大の責任ある努力をすべき点は何であるかということですね。私から言わせれば、水銀を使わないと、たれ流し以前の問題、その問題にやはりしほってみたいと思ひますが、そうしたことについては、テレビ発表じゃなくて、ここで明らかにしてほしいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君)　水銀の汚染、これは一つの問題は、いままでに蓄積されている問題をどうするか、将来これ以上汚染をしないようにするためにどうするか、この二つの問題があるわけでありまして、一つの問題は、それと関連してどのくらい汚染されておるか、これはもつとやっぱりの実情を十分に調査しなければなりませんので、いま有明海、あるいはその他富山もい

ろい問題になった地域というものの精密な環境調査をやりたい。水質、あるいはまた底質といいますが、ヘドロなんかの底、あるいは魚、プランクトン、こういうもののに対して環境調査をやる。その環境調査の結果に従って、必要があるところは住民の健康調査をやる。それからまた、水俣湾などのヘドロはこれを今年中に埋め立て工事にかかると。第二次汚染を起こさないような方法で埋め立て工事をする。一般の海域などに対しては、建設省がしゅんせつあるいは埋め立てもしなければならぬところもあるでしょうが、これは建設省が受け持つて、そうして日本海域の清掃事業というものをやる。こういうふうな過去の蓄積に対して対処すべき方法というものをきめたこと。

もう一つは、やっぱり将来これ以上汚染をしないようにするためには、いま杉原委員の御指摘になりましたように、水銀というものをいかに減らすか、これが第一ですね。これを減らすためには、もう来年の九月までにソーダ工業などはクロードシステムに転換をして、水銀を外に出さぬようにする。でき得べくんば、その触媒としても水銀を使わないような生産工程に変えることが理想的です。それから、そうすれば水銀を使わない。そういうことで、できればそういうことに一番早くすれば、これは禍根を断つわけでありまして、そこへ切りかえるためには隔膜法による転換をはからなければならぬわけですね。これは通産省としても、どんなに急いでも二年間の間に五〇％ぐらいしかできないと、しかし、五〇％といつても、それをもう少し努力して極力転換をはかってくれというところで、この間の会議の結論は出たわけでありまして。

その前に、クロードシステムでも水銀を出さないようにするというのですから、そこで押えていきますから、さらにこれをもうひとつ使わぬようにするところまでは、この間の会議でいつまでにするという結論には達せなかったのですけれども、来年の九月までに、ソーダ工業などについては水銀を外に出さないようにクロードシ

が事前審査をいたしまして、その結果、一応特定化学物質に該当しないということで、製造、流通が認められましたものが、あとで、それは特定化学物質に該当するような危険なものであったということが判明した場合の賠償責任の御質問でございますけれども、この審査につきまして国に過失があれば、国家賠償法の対象になりまして国が賠償責任を負うべきものと考えますが、審査について過失があったかかったかが、問題点になるのかと存じます。

それから企業につきましては、国の審査があつて、一応シロと申しますか、特定化学物質ではないというふうに判定をされましたも、企業の自己の製品に対する安全の確保についての注意義務は

免れるわけではないと考えます。したがって、企業は、自社の製品につきまして、常にその安全性につきまして万全の注意を払い、調査をする義務があるかと存じますので、その万全の注意、調査の義務につきまして怠りがあって故意、過失があれば、依然としてこの審査を経たものでありまして、企業の賠償責任は残るものと考えます。

○小平芳平君 したがって、あまり審査判定あるいは製造の許可というものがそれほど効果はないわけですか。要するに、いまのお話では、国は責任を負わないということでしょう、結局、国は、過失があればともかく、そうでないことには、要するに、いままでの知識の範囲で審査、判定を通知し、製造の許可をした場合ですね、それは国は責任を負わないと、企業が損害賠償の責任を負うということだと、ほとんどいままでとあまり変わらないではありませんか。そうでもないんですか。

○政府委員(齋藤太一君) 国といたしましては、その時点におきまして最大の技術、最新の技術情報等を常にキャッチをいたしまして、そういうものを頭に置きながら審査を進める必要があるかと存じますので、そういった意味での過失があれば、国家賠償の問題が出てまいろうかと存じます。そういう意味におきまして、最大の注意を払いまして、この審査に合格したものが、後日、事故を起こすといったようなことのないように、審査につきましては慎重を期してまいりたいと考えます。

○小平芳平君 いま問題となっておりますPCBにしましては、先ほど杉原委員がおっしゃっていた東洋紡績工場、ここなどでは、会社側もまた従業員も、PCBは毒があるということを知らなかったといっているんですね。ですから、この中に被害者が一人、国立療養所に入院しておりますが、この方のお話も新聞に出ておりますが、PCBをもう手に触れる、あるいはPCBのついた手でたばこを吸う、そういうことを平気でやっています。

いた。会社は会社でまた、自動車修理工場が油を扱うぐらいの程度の考えしか持っていないなかつた、こういうふうな説明をしております。したがって、そういうことは、一体日本の政府なりあるいは通産省なり企業は、PCBに毒性があるということはいつからわかったんですか。

○政府委員(齋藤太一君) カネミ油症事件が発生をいたしましたのが昭和四十三年の秋であつたかと存じます。ただ、そのときには、これは事故であつて、通常の形でこういった通常の生産を続けていく場合に、こういったことが発生するわけではないということ、事故というふうな受け取っておつたのでございすけれども、その後、昭和四十五年ごろに至りまして、海外のいろいろな文献等におきまして、こういった事故の場合でなくとも環境にPCBが流出しました際に、非常に分解性が悪くて、しかも魚で一万倍ぐらいに濃縮されるということ、これがしかも人間の体内に入りますと、どうも肝臓その他に害を及ぼすおそれがある、こういったことがわかってまいりましたので、それらをいろいろ検討いたしました結果、昭和四十六年一ぱいで開放系向けの出荷を停止をさせ、四十七年の六月に生産を全面的に中止をしたわけでございす。

○小平芳平君 いや、それはわかってはいますが、要するに、そうするといまの局長の説明だと、昭和四十五年当時までは、PCBが毒性があるというところがわからなかつたんですか。そういうときの責任を私は尋ねておられます。アメリカのモンサント社では、一九三七年、昭和十二年にハーバード大学に依頼をして、そして毒性試験をしたものを報告を受け取っている。あるいは五二年、五三年ごろ、昭和二十八年ごろ、モンサント社は独自でPCBの毒性研究をしたと、その結果を報告をしているのに、そういうことを、昭和十二年とか昭和二十八年とかをまるで知らないで企業も使い、労働者にも使わせた結果、被害が発生している。こういう場合はどうなんですか。

○政府委員(齋藤太一君) 通産省といたしましては、こういった物質の人の健康に対する影響につきましては、一応、厚生省の御判断をいつも仰ぎながら対処してまいつたところでございす。

○政府委員(浦田純一君) 確かに過去におきましては、新しい化学物質が人体に及ぼす影響については、十分な知見がないままに、それが一般に工場などで使用されるといったような例があつたのでございす。これらは、いままでは労働衛生とかそういったような特定の分野での問題だ、たと思ひますが、さらにPCBのように環境汚染という問題が起つてきて、一般の健康の問題ということになってまいつたわけでございす。

私も、そのような事例にかんがみまして、これはやはり、これから先はいわゆるテクノロジーマセメントと申しますか、未知の物質が大量に使用されると、工業化されるといったような場合には、事前に人体への健康についてチェックした上で、安全を確認した上で使用に踏み切る、そういうふうな方向でもって処してまいりたい、いままでのところは、実はたとえば添加物にいたしまして、あるいは薬事法の上からいたしまして、直接の対象というところではなかつたわけでも、間接の対象というところではなかつた問題として真剣に対処してまいりたい、今回の法案提出もそういう意味を含んでいるものというふうに考えております。

○小平芳平君 要するに、PCBの製造にあつて、アメリカのモンサント社と提携したわけでしょう。このモンサント社で、すでに何十年も前にその毒性についてハーバード大学で、あるいは自社独自で毒性実験というものをしておかつた、た、そういうことを知らないで政府が許可をし、あるいは企業が使って被害が発生したら、これは政府の過失責任でもあり、企業の責任でもある、こういうことでよろしいでしょう。

○政府委員(齋藤太一君) 本法案成立後におきまして、政府は、本法に基づきまして安全性の審査をしたあとで、安全と認められたものが安全でないというところになりました場合には、その安全性の審査につきまして過失がありますれば国家賠償の対象になろうかと存じます。ただ、本法案成立前におきましては、PCBにつきましては、これを規制する法律が何にもございせんでしたので、そういう意味で、そういった立法を早くやるべきであつたという意味での反省は私もいたしておりますけれども、国家賠償の問題はいんじやないかと考えます。

○小平芳平君 中曽根通産大臣にお尋ねします。通産大臣、いま大臣も御承知のように、このPCB汚染あるいは水銀汚染によって日本国じゅう大問題になっているわけです。特に、漁業者はとれた魚を工場へ持っていく、工場はそのまま穴を掘って埋めている、現実にはそれがもう各地で起きちゃっているわけですね。したがって、きょうはPCB中心に私は質問をいたしますが、こうした汚染防止にはあらゆる対策をとるべきである。その辺のひとつ通産大臣の御見解をお聞かせいただきたい。

○国務大臣(中曽根康弘君) PCBの有毒性というものに関する認識が政府においても欠けており、日本全般においてこれは欠けておつて、いわゆるテクノロジーマセメントというような、事前にそのものが有毒でありやなしやというものを検認する意識が政治にもなかつたという反省をわれわれはしなければならぬと思つております。今日やることは、できるだけ汚染源を早く突き詰め、また汚染地帯を早くはつきりさせて、そうしてそれらに対する手当て、措置を厳格に行なつて、そうしてもし被害者が出てくるならば、これらに対する救済医療の手当てを十全に行なつて、また将来再びこういうことを起こさないようにやることであると考えております。

○小平芳平君 まことに、いまお述べになつた汚染源を突きとめるという点で、私は同感なわけですが、このことは、PCBのいまなお明らかな汚染源がそのまま放置されている。それは御承知の家庭電化製品、この家庭電化製品は市町村のごみ処理場に山と積まれている。これこそ、これだけ

環境汚染がきびしくなっている時期に、あらゆる手を打つべきだと考えるのは当然なわけですが、ところが、きわめてこの汚染源対策ができていない。

そこで、この法案が成立するまでもなく、現在の廃棄物処理及び清掃法では概念的に企業の責任を述べておりますが、さらに、四十六年十月十六日には厚生省次官通知が出ておりますが、こういう点で、一体このPCBの入っているテレビとかエアコンとか、そういう家庭電化製品を企業に回収させるとか、あるいは少なくともメーカーがPCBを使っているその廃棄物からPCBだけを抜き取るとか、そういうような手が打たれておりますか、どうですか。

○説明員(北村昌敏君) お答えいたします。家庭電化製品は一般家庭から排出されるごみでございまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、法第六条によりまして、一般廃棄物につきましては第一義的には市町村がこれを回収、処理するものとなっております。しかし、事業者につきましても、その社会的な義務もございますので、市町村が回収、処理する段階におきまして必要な協力を十分するよう業界に指導しておる次第でございます。現に、仙台市及び沼津市と業界との間では協定ができておりまして、その線に従って業界はその回収に協力をいたしております。また、近く三島、沼津、御殿場、清水の各市との間に協議がととのいて、近く協力、実行の段階に入ることになっておる次第でございます。

○小平芳平君 それは、市の廃棄物捨て場へ行つて、メーカーがPCB入りのコンデンサーを抜いてくるというわけでしょう。それだけで十分果たせますか。あるいは、なぜそれを市へまかしておくんのですか、国が何をやっているんですか。

○説明員(北村昌敏君) 現在、事業者が市町村に對し協力の方に行つてPCBが入つておるコンデンサーを抜き取る作業、あるいは市町村からの連絡、要請に応じて必要な情報、資料

を提供する事業などが主たる協力態様でございます。○小平芳平君 ですから、市町村になぜまかしておくんのですか、国がやるべきことではないんですか。

○説明員(北村昌敏君) 先ほども申し上げましたように、清掃法の上では、第一義的には一般廃棄物につきましても市町村がその回収、処理に当たるといふ体制になっておりますので、事業者としてこれに協力協力していくということでございます。したがって、さらに国としてどうかという御質問でございますが、現在、国といたしましては、そのような協力につきましても業界に強く呼びかけ、指導いたしますと同時に、家庭用の電気製品のうちPCBがいささかでも入つております機器の態様は、非常に広範、複雑多岐にわたつておりまして、現在その実態を調査中でございます。家庭用の電気製品のうちで、テレビとルームエアコンとそれから電子レンジ、この三つだけで九割五分ぐらいを占めておりますので、この三つにつきましてもPCBが入つておる機種を、数百にのぼるわけでございますが、逐一現在調査をしておるような状況でございます。調査、把握完了の上は、関係方面によく周知徹底方もいたしたいと思つておる次第でございます。

○小平芳平君 いまごろ調査して、何ですか、それは。これは静岡県清水市でも、PCBを含んでいるコンデンサーの除去、処理についての協議書というものを家庭電気協会静岡支部と清水市長が結んだ、そして抜き取りをやつてもらうことになったけれども、どうもこれじゃ不安でならない。一体、メーカーが来てはどのように全部抜いたのか抜かないのか点検のしようもない。そこで市長から通産省、厚生省、環境庁等、関係各省に對して、こういうことは市にまかせられても安心できないから、国でしっかりと対策を立ててくれと言つてきているでしょう、これについてはどういふふうに答えたんですか。

○説明員(北村昌敏君) 清水市からの要望は主として三点ございまして、第一点は、国として処理計画を早急に立ててくれ、第二点は、工業会方面で言つておるPCB含有家庭電気製品と実態との間に食い違いがあるので再調査をやつてくれ、それから第三点は、これらの必要な公表についてやつてくれという三点でございますが、そのうち第一点につきましては、これは先ほどもお答え申し上げましたとおり……。

○説明員(北村昌敏君) で、第二点は再調査の点でございます。工業会が言つておられますのは、テレビなりクーラーなりそれぞれの機種ごとに平均値を言つておられて、各メーカーの型式ごとの機器によりましては、PCB入りコンデンサーの数も違つておるような状況でございますので、メーカー別、機種別、型式別に、その実態をいま全体を把握作業中でございます。

○小平芳平君 通産大臣どうですか。いつも許可するのは国が許可する。監督するの国が監督する。あと始末は市町村でやれと言われても、それは清掃法はもう、市町村が第一責任だといつてますけれども、おかしいと思いませんか、少しは。

○國務大臣(中曾根康弘君) こういうものが出てきて、これを処理しなきゃならぬということがわかつたときの行政のテンポが非常におそ過ぎるやうに思ひます。さつそく省へ帰りまして対策を講じようと思ひます。

○小平芳平君 これは、日本電機工業会でマル秘としてこういう文書を出しているのはどういふわけですか。何がマル秘ですか。PCBが入つておる電気洗たく機は八十七万八千台、もうでしゅう。電子レンジは八十二万一千台ですか、ルームエアコン十五万七千台——なぜこんなことがマル秘なんです。現場で清掃事務で困つておる人たちのことを考えてもらひなさい。あるいは、メーカー別にも出ているじゃないですか。メーカー別の電気洗たく機は何社とか、ルームエアコンは何社とか、どうしてこういうことをマル秘にしなきゃならないんですか。

○説明員(北村昌敏君) 何ぶん電機工業会の資料のことでございますので、なぜマル秘にしたのかという御質問に對しては、あるいはお答えが的確を欠くかもしれませんのですが、何ぶん、先生がいまおっしゃつた電機工業会の資料は昨年の八月ごろの資料でございます。まだ内部調査を進めつつある、進行途上のあれでないかと思ひますが、これも私推察でございます。事国民の健康に關する問題でございますので、われわれがいま的確なる機種別の調査を、作業を進めておりますが、その把握が完了したあかつきには、通産省といたしましては何ら秘すべき性質のものとは思つておりません。

○小平芳平君 そういうことを言つておる間にもPCB環境汚染が進行しているでしょう。そのPCB環境汚染が深刻になって、先ほど来指摘しますように、漁業者が漁獲があつても売れない。したがつて、工場の中に掘つた穴へ埋めちゃう、あるいはとれた魚も値段がたつかれておる。こういうときに、この電気製品は市にまかせておけばいいというやうな、そんなことを言つておる間にも、たとえば電子レンジならば何社のこれの製品にはPCBが入つておるということを通知してくれば、市のほうでもすぐわかるじゃないですか。そのくらいの簡単なことができないんですか。

○説明員(北村昌敏君) 先生おっしゃいますとおり、全国の市町村に對しまして、メーカー別に、機種別に、型式別にPCBの入つておる状況の有無をリストにして情報を提供すべく、現在作業を行なつておる次第でございます。

○小平芳平君 いつ、やりますか、それを。

○説明員(北村昌敏君) いまその作業中でございますが、いまの見通しでは、あと半月あるいは一カ月以内には完了いたしまして、そのやうな連

絡は可能と考えております。

○小平芳平君 まあ通産大臣、お聞きのような状態で、実際上困り切っているわけですよ。ですから、半月か一月と切っておりますが、この資料によって見ても、ルームエアコンならこの会社の、このメーカーの機種は何種類ある、それで使用台数は何台ということがわかっていながら、その機種がわからないわけじゃないですか。きょうでもわかるじゃないですか。たとえばA社のルームエアコンの機種は三十五種類と、こう出れば、三十五種類聞けばきょうでもわかるじゃないですか。何を調べているんですか。また、こういうものは何ら秘密にする理由がないものでしょう。ちゃんと清掃法にも協力しようとして書いてあるでしよう。どうですか。

○説明員(北村昌敏君) 何ぶん、家庭用の電気製品の中には中小企業の製品も種類としては数多くございまして、全貌の把握にはかなり時間をとる次第でございます。したがっていままで、全貌の把握はまた追って補完していくこととして、せめて、いまの全体の九割五分を占めている三つの品物、テレビとルームエアコンとそれから電子レンジ、この三つで九割五分を占めておりますので、この三つについては急ぎ把握をして全国各市町村に連絡をします、こういうことに切りかえて、なお、残余のものについては、把握でき次第追加してやっていくということに切りかえて現在やっておる次第でございます。

○小平芳平君 まあ、押し問答しても時間がたつばかりですから……。そういうような姿勢では私はきわめて不満です。厚生省はこの次官通知では、「必要に応じて回収その他の措置によって市町村の清掃事業に協力させる等の指導を行なうこととができる」という次官通知を出しておりますが、一体、私がいま指摘するような問題についてはどう考えますか。

○政府委員(浦田純一君) 家庭電気製品の廃棄になったときの処理でございますが、これは先生も御案内のように、廃棄物の処理及び清掃に関する

法律の第六条では、市町村が処理することが原則としてなっております。しかしながら、第三条では、第二項にはっきりと、廃品となつた場合に困難になるようなものにつきましてはそのものを製造したり、販売したり、加工したりしないようにつとめるという規定があるわけございまして、これに基づいての次官通知もなされているところでございまして。私も本来、固形、大型のゴミにつきまして、整備計画の中ではこれらが市町村でもって処理できるように、能力を付与するように補助金あるいは融資その他を考えております。しかしながら、PCBといったような問題になってまいりますと、事実上非常に適正な処分というものは困難であることもまたないまいないところでございまして。したがって、私もいろいろと情報をはしりまして、私も、これがなかなか得られない。また、処理するに当たりましては、あらかじめそのようなリストによりまして分別収集する、あるいはその製品のみを集めて処理するというふうなことでもってやることは、非常に私どもとして効率的で望ましいわけでございますが、それとてなかなかいまの段階では情報に乏しいということでございます。私どもは清掃法の趣旨からいいますと、このようなどこともって業界の方の協力を得るということ、決してその趣旨に反するものではないというふうなことを考えております。

○内田善利君 閣下。

いまの答弁聞いておきますと、結局電化製品は回収困難である、そういう意味の答弁だったと思ふんですけれども、私は、このPCBが問題になつて、一番この環境を汚染し、また、いまPCB問題が起つておられますが、その汚染源といふは、汚染の実態は、この家庭電化製品の問題ではなからうか、このように思ふわけですか。したがって、いまあちこちでPCB汚染が問題になつておられますけれども、その汚染源を断ち切るためには、この家庭電化製品の中のルームエアコンとか、あるいはテレビ、電子レンジの中のコンデン

サー、あるいはトランス、こういったものを何とか回収しなければ汚染はまだ続くんじゃないか、このように思ふんですが、この点の回収法については清掃法によって市町村にまかせるだけじゃなくて、やはり国として何らかの対策を講じなければたいへんじゃないか、このように思ふわけですか。いまどのメーカーのどのコンデンサーに、あるいはどのメーカーのどのトランスにどれだけのPCBが入っているかというところももうわかつておられるわけですから、それから計算しますと、これによって環境破壊していくPCBの量というものは計算ができます。その計算ができていくかどうか知りませんが、これも発表していただきたいと思ひますし、この回収については、家庭電化製品を取り締まらないからこのようにPCB汚染がまた再び起こってきた、このように思ふんですけれども、この点はいかがでしようか。

○説明員(北村昌敏君) お答えいたします。

家庭電化製品は密閉系の製品でございまして、家庭においてそれを使用しておる限りは危険のないものでございまして。家庭電化製品が環境汚染問題を起こしますのは、家庭からごみとして出される段階において初めて問題になる次第でございます。まして、廃棄物の処理につきましては、市町村の廃棄処理作業にできる限り国及び事業者ともに協力をしていきたいと思つておる次第でございます。以上でございます。

○小平芳平君 厚生省ですね、ですから、情報が不足しているというから、そういう情報は通産省に強力に言つて、それでメーカーの責任でPCBの処理をすべしと、環境庁も、とめどなくPCBで汚染されていくこの環境破壊をどう食い止めるか、そのためには通産省が先ほど来答弁しているように、だんだん調べておられますというように、間に合わないじゃないですか、どうですか三木長官、あるいは厚生省からも……。

○国務大臣(三木武夫君) この間の会議でも、やはり通産省は有害物質というものを工場で、水銀、PCBにしてもどのようにやっているかとい

うことを報告を受けて実情を把握しなければならぬ、こういうことで、四半期ごとに報告を求めるということをやいまきめたのもそういうことにも関連があるわけですか。したがって、PCBの場合には、家庭の電気製品その他にも非常に貴重な物質ですから使っているものがありますが、この問題はそういうところから、やはりPCBというものの処理というものは、そういう家庭廃棄物までも処理の方法を考えなければ根が断てませんから、これは地方自治体というものはばかりにまかしておくといいものなからちががぬ点もありませんので、厚生省、通産省その他関係の省庁もありますし、自治省も関係があるでしよう。これをどうしたらやはり早急に処理できるかということ、これは各省集めてひとつ相談をしまして、今度その処理の方法というものをできるだけ早く結論を出すようにいたします。

○政府委員(浦田純一君) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、PCBなどを含む場合には、これは行政指導でございすけれども、いわゆる管理理め立てということで、そこから落れて流れるPCBの濃度を、これは環境庁の水質保全局長の指導通知でございすけれども、〇・〇一PPM以下に押えるというふうになっております。したがって、これで一応環境への悪影響は免れるたてまえではございすけれども、しかし、やはりPCBというものはもう環境へ出るのをゼロにしないかならないといったような、これが理想でございすし、また一面では私は、資源としてもう一度このような廃品を再回収して使うといったような観点もございすし、いま三木長官もおっしゃつたところでもございすし、私も市町村の清掃行政をより有効に活動していただくというためにも、PCBに関して特別の配慮をしていただくということについては歓迎するところでございす。

○小平芳平君 そんな遠慮した言い方をしないで通産省に要求する、ね、そうでしよう。もう一

○政府委員(蒲田純一君) ただいま通産省のほうから早急にリストを提出してくださいというところでございますが、私どもとしても早くいただくように強くお願いしたいと思っております。

○小平芳平君 ですから、国会で言われる先に通産省に要求すべきなんです、こういう場合は、それから、時間があるんですけど、第二十二条。第二十二条のずつとおしまいのほうですが、「当該製品の回収を図ること」とありますが、「当該製品の回収」ということは、いま指摘しているような粗大ごみ、あるいは粗大ごみという範囲が広がりますが、電気洗たく機やルームエアコンをさすのか、あるいはそれは一般廃棄物として出された以上は、この第二十二条の「回収」には入らないのか。もしも「回収」に入らないとすれば、PCBを含んでいるエアコンはどうなのか、その点はどうか。

○政府委員(齋藤太一君) 第二十二条によりまして、既存の化学物質につきまして特定化学物質として指定をいたしました場合には、既存のものでございますので、すでに環境に出ておるとか、使用中のものがあるかと存じます。こういうものが、その量とか使用の形態にもよりますけれども、そのまま放置いたしますと環境汚染がさらに進むと思われる場合には、これの回収をそのメーカーに対しまして指示をする規定がこの第二十二条でございます。ただ、ここで考えておりますのは、「製品の回収を図る」ということでございまして、あくまで現に使用中のもの等々、ごみになる前のものを考えておりますので、ごみになりました場合は廃棄物清浄法によりまして、そちらのほうで処理をさせていただきますけれども、先ほど来のお話にございますように、事業者が回収をさせまして、その中からさらに事業者が回収をはかるよう行政指導等を行なうことはいろいろな場合があるかと存じます。ただ、この法律で考えております製品は、ごみは含まないという考え方でございます。

○小平芳平君 ごみといっても、ほうきではき集めたごみと違って、こんな大きなものがごみと称して出されるわけでしょう。ですから、その場合は入らないという答弁ですが、コンデンサーにPCBが使われている場合のその部分はどうか。

○政府委員(齋藤太一君) ごみとして家庭で使われたあとと出された場合には、その中の部品でございまして一応ごみというふうに考えております。

○小平芳平君 やはりそういう粗大ごみについては、まあ市町村も困っているわけですから、そこへプラスすることとまたPCBなんというお供を運ばれたごみだもんですから、ますます手のつけようがないわけでしょう、実際問題。したがって、もつと法律上の規制として、たとえば第一には、メーカーに回収の義務を課するとか、あるいは第二には、その処理に必要な特別の設備や施設の費用を分担させるとか、あるいは第三には、識別に困難な有害物質が使用される製品については通報する義務を課するとか、この通報する義務を私は先ほど来再三言っているわけですが、そういうような法的規制をなぜやらないのですか。

○政府委員(齋藤太一君) 本法案では「回収を図ることその他」、「必要な措置をとるべきことを命ずること」ができる。「というふうに書いておきまして、この「必要な措置」の中には、たとえばそういう特定の有害物質を使用しております製品名の公表でございまして、あるいはそういうものの在庫を凍結するようなことでございまして、あるいはいろいろな各般の措置を含んでおりますので、現実にPCBにそれを発動するかどうかは別といたしまして、いろいろな方法がこの法案によりまして条文的には発動できるかと存じます。

○小平芳平君 いや通産大臣、せっかくこうした化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律という法律をここでつくって、これ以上の環境汚染や健康被害を防ごうということなんです、私がかんがえて来指摘しているような点はどうか思われますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) やっぱ悩みの種はごみの処理の問題であるだろうと思っております。そのごみの中にそういう特定物質が込められておるといふ場合の処理については、先ほど三木長官からも申しましたように、今回のPCBについては各省で至急に協議いたしまして対策をとりまして、各省で、もしもそういうようなものがまた起こるという場合には、今回の経験にかながみまして、清掃法の処理を中心にして自治省やあるいは関係各省で迅速な措置をとるよう、行政措置でやっいていきたいと思います。

○小平芳平君 では三木長官、先ほどPCBについては至急措置をとるという御答弁ですが、清掃法だと市町村にまかせるわけですか。ですから、それでは行政措置とか、あるいは「その他」の中へ入れておるとか、きわめてあいまいな答弁を繰り返されておるとか、したがって、三木長官、先ほど来私が指摘するように、私が言うまでもなく長官も御承知のように、いま環境汚染を、健康被害を、あるいはとった魚を埋めなくてもいいやうな、それを実現するためにあらゆる力をここに結集すべきなんです。ですから先ほど私が申しますように、回収義務を課するとか、あるいは必要な費用を分担させるか、あるいは当然通報の義務を課するか、これはもう通報義務なんというのは、当然の中の当然だと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(三木武夫君) 根本は、有害物質というものはつくらぬようにすることが一番です。多少の生活に利便があつても、これはやっぱ製造は禁止する、その態度が必要ですよ。それでないと、それが製造をいろいろの便利があるからといって許しておいて、そのことがいろいろな製品、PCBの場合には広く使われますから、便利にだけいろいろな製品に使われて、その回収に——とにかく、やはり非常に回収というものは容易でないですからね。したがって、まあ今後つくらせぬようにすることが根本であります、いままでのつくっておる問題がありますからね。

○小平芳平君 まあ、これから相談と言われますけれども、先ほどから何回も繰り返しますがね、実際に市町村で何とかしろと言われたらどうしようもないじゃないですか。ですから、それは今度のこの規制の法律によって規制されて、そういうものがこれから出てこなくなればいいですが、出た場合のことを考えれば、私が先ほど来申しますように、「その他」へなんか入れないで、ちゃんと回収なら回収、あるいは通報義務なら通報義務というものを明文化しておいたほうがよいじゃないやありませんかと言っているんですよ。いかがですか。これで終わります。

○政府委員(齋藤太一君) 本法案におきまして、まあ将来つくらせぬということならば、いままでそういうものをつくった善後処置というものが、あるいは通産大臣の言われるように、PCBの処理などで処理できるのかもしれないけれども、しかし、何か私は有害物質の製造とらなければ、これは非常にきびしい態度をとらなければいかぬという感じがします。だから、過去のものに対しての処理というものがいま問題になっている。それには各省寄つてですね、いま言われた問題がやはり問題ですよ、通産省は把握しなきゃならぬわけですから、一体、どういう製品にどれだけ使っているのかということが一つでしょう。その回収をする場合に、メーカーの責任というのはいくら考えるか、あるいはこれは回収の義務をメーカーに課するべきかもしませんよ。そういうふうなこと、いま各省が寄つて会議をいたしますと言つたけれども、それは非常にやっばりいろいろな問題がありますからね。まあ過去のそういう有害物質、この汚染というものの処理について、何かこういい賢明な処置を考へてみまして、そういうことで一体できるかできぬかと、それができぬやうなことならば、これは立法的な措置も考えなきゃならぬでしょう、とにかく、いまのようなことで各省が相談をしまして、何かこう処理の方法というものの賢明な方策を見出すことにいたします。

は、新しい化学物質につきましては事前審査制をとっておりまして、その結果、特定物質であるということになりました場合には、原則として製造は禁止いたします。かりに使わせます場合にも、家庭用品には一切使わせないといたしております。

問題は、既存化学物質につきまして、今後の審査によりまして特定化学物質に該当するものが出た場合の問題でございますけれども、その場合には、この二十二条を活用いたしまして製品の回収を指示したり、あるいは「必要な措置」のところで、御指摘のように通報義務、あるいは識別の表示をつけさせたり、そういったことを活用してまいりたいと考えております。

ただ、PCBにつきましては、本法案は施行が六か月後でございますので、急の間に合いませんので、行政指導で先ほど御指摘のような点を至急に検討いたしまして、回収等について努力をいたしたいと、かように考えます。

○内田善利君 いまの答弁で、既存物質について特定物質の名簿をつくるということですが、これが三か月以内に名簿をつくるということですが、これだけの期間で既存物質の名簿ができますか。私は新規物質をチェックすることはこの法律でできると思いますが、しかし、いま既存物質の中には非常に危険な物質がたくさんあるわけですから、そういったものチェックが、六か月プラス三か月、まあ、それで異存があれば一か月ですか、それでできるかどうか非常に心配するわけです。先ほど問題になりましたPCBとか、あるいはPCTとか、あるいはフタル酸エステルとか、それに不純物も加わっているような毒物があるわけですから、まあそういったものを期限内にチェックできるかどうか、ちょっと心配になりましたので質問したいわけですか。

○政府委員(齋藤太一君) 本法の附則によりまして、附則の第二条で、この法律の公布の際に現に製造されておりますか、あるいは輸入されております化学物質につきましては、この名簿を通過

大臣が作成をいたしましたして、公布の日から三か月以内に公示することになっております。先ほど申し上げましたように、大体輸入品で二千種類、国産で五千種類あるように私ども予想をいたしておりますので、現在調査中でございます。で、三か月以内に公示をいたしますと、その公示に漏れがなかったかどうか、一か月以内に訂正の申し出を受け付けすることにいたしております。申し出を受け付けまして、この法律の施行前一月前までに最終版をつくって再公示をしますと、こういうことになっておりますけれども、これは、現に法律の公布の日には国に存在しておいた化学物質の名簿を公示するだけでございます。この安全性の審査につきましては、この法律の施行後に、非常に生産量の多いもの、あるいは過去の知見から早く審査をしたほうがいいと思われるような物質を先にいたしまして、安全性の審査を実施をいたします。ただ、これは何しろ七千種類もござい

ますと、短期間にはなかなか一べんに終わるといふことは困難かと考えられまして、大体年間千トン以上の生産のあるものについて二年以内に安全性の審査を終わりたいと、さらに百トン以上のものをあと二年以内に、合計四年かけて現在出しております七千種類の全部の審査を終わりたいと、かように考えております。

○委員長(佐田一郎君) 小平、内田両君の質疑はこれで終了いたしました。

次に、高山君の質疑に移ります。高山君。

○高山恒雄君 去る六月の六日に各新聞社が取り上げておりますが、水産庁が昨年の末から要注意として十四の水産物の魚介類の調査をしたと、そうしてひどいものになると別府湾等においてはウナギの一三〇PPMもあるというような発表をしたわけですが、この新聞を見て、まあ日本の国民は御承知のように、最近肉食に多少は変わっておりますけれども、まだ五十数%というものはほとんど魚介類にたよっておる国民性だと思っております。こういうことが発表されるに至っては、全くあすの食生活に困る、何を食べて生活をしたらいのか

というような不安を与えたと私は思うのであります。したがって、これは全く重要な問題だと思っておりますが、私はそういう意味から、このPCBの問題にしばって御質問を申し上げたいと思うので

なるほど政府は、通産省がしておりますこの資料を見ますと、ノーカーボン紙、あるいはまた塗料、建設用のシート、弾性シーリング材、さらに印刷用のインクというふうなふうに、ほとんど使用中あるいは生産の中止とか、こういう通知を出しております。しかし、まさにこれは多様化しておりますので、一本の通知だけで、これは小平委員も御質問なさりましたが、その後の現実を掌握していくという方法について、ほとんどが都道府県あるいは市町村にまかされておるといふのが現実だと思っております。中央はこういう中止の指示をしただけで、全くあとの状態はどうなっておるかということになると、先ほどの答弁から伺いしてもなかなか確たる答弁がないわけですね。したがって、現段階では全面的に製造あるいは輸入、使用を禁止するということに至っております。現状のものは一部ではなかなか禁止できない現状のものもあるということを受けておりますが、これを絶対的に全面的にも禁止する、そしてあとの処理は全部他の新しいものに切りかえていくというふうな措置がとれないものか、政府の見解をお聞かせください。

○政府委員(齋藤太一君) PCBの生産高は、昭和二十九年から行なわれておりました、約五万九千トン生産されております。そのほかに千トン輸入がございましたので、供給が約六万トンでございました。このうち約五千トン強が輸出に出ておりますので、国内で出荷されたのが五万四千トンでございます。内訳は、電気機器関係、コンデンサー、トランスといったものに三万七千トン、熱媒体といったものに約九千トン、感圧紙用に約五千トン、その他の塗料とか印刷インク、接着剤等の開放系に約三千トン、こういう出荷状況になっております。昨年の六月をもちましてP

CBの生産は全部停止をして、現在はそれ以来生産はいたしておりません。

それから、PCBを使いました製品につきましては、昨年の八月までで一切新規の出荷は停止をいたしております。ただ、どうしてもPCBでなければ他のもので代替ができないものということで、国鉄の新幹線のトランス向けには在庫を少し残しまして、その在庫で山陽新幹線と東北新幹線の車両向けに現在もPCB入りのトランスを製造いたしておりますけれども、これにつきましても、明年からはシリコンオイル等に切りかえて、大体今年いっぱいPCB入りのトランスの製造は終わろうかと期待いたしております。

そういうことで、国鉄向けを除きまして大体昨年の八月以後は新規の出荷はございません。したがって、過去に出荷されました以後の漏洩の問題が主でございますけれども、現在も過去に出荷されて使用中のものもございました。先ほどの電気関係のトランス、コンデンサー、これは大抵密閉された容器に入れて使っておりますので、問題はそれが廃棄されます際の回収処理であらうかと存じます。それから熱媒体も、大抵密閉された容器で使われておりますけれども、これは使用中に若干バルブ等から漏れる等の懸念もござい

ますので、昨年の暮れに熱媒体を使用中の企業者に、今年末までに全部PCBでない熱媒体に転換をするように指示をいたしました。その結果、工場数にいたしまして大体八割ぐらいが現在までにすでにPCBでないものに転換をいたしております。あと二割ぐらいはまだPCBを使っておりますという状況でございますが、使用中のものにつきましても、全部活性炭でその排水につきましても排水中にPCBが流れ出さないように処理を行なうように指示をいたしておりますのでござい

ます。

【委員長退席、商工委員理事若林正武君着席】

これは先ほどからる御説明いたしましたように、通産省と厚生省が責任を持つわけでございますが、環境においてどういう問題がこの物質にあるかということは、これはあげて環境庁が要求する――総理府令で定める条件にこの技術的な事項が定まるわけですから、それに合った資料を出してこなければならぬ、こういうことになるわけであります。たとえば、どういうことを考えておるかとお申しますと、これはいづれのこととていろいろ議論しなければ、最終的に確定しないことでございしますが、生物濃縮ということが、これは現在の化学物質で非常に大きな問題になっております。水銀にしましてもあるいはPCBにしましても、生物濃縮というものは、一体どういう濃縮係数を持つておるかということが基本でございまして、その濃縮係数を示してもらわなければ判断ができないではないかというように一点あるのではないかと。

それからもう一点まいますと、無機水銀が自然界内でメチル水銀に変わるといふことにつきましては、昭和四十三年ごろからこれ言い始めたわけですが、私は、やっぱりこのような問題がこの中で大きな問題になるかと思ひます。ですから、自然界に出た場合にどのようなものになるかわる可能性があるかといふことがいえるかどうか、そういう証明がきわめてむずかしいと思ひますが、そういう条件が一つの条項になるのではないかと、これは化学的な変化といふことでございます。

一、二例をあげましたが、そのような条件を満たしたものがなければ、環境庁としては意見の言ひようがない。意見の言ひようがなければ、その次の第二条の特定化学物質を政令で指定するといふところについて、閣議でイエスを言うわけにはいかない、こうなります。

○高山恒雄君 労働省来ていますかな。――PCBの問題で、類似の化学物質については特定化学物質として政令で指定して製造を認めることに本案ではなっております。このような有害の特定化学物質の生産に従事する労働者の安全衛生はど

のようになっておるのかということが、やっぱり問題になるわけです。先ほど小平さんがおっしゃったように、使っておるそのものはコンデンサーに使っておいても、それが害毒があるのかないのかというふうなことも知らなかったというふうな実態なのですね。それはそのはずでしょう。

○委員長(佐田一郎君) 高山君の質疑は終わりました。

○加藤進君 高山君の質問に移ります。加藤君。

○政府委員(北川俊夫君) 御指摘の点でございますけれども、事業場外の汚染と事業場内の作業を扱う人の労働衛生の問題というのが非常に表裏一体でございます。緊密な関係にあると考えております。したがって、先生がたまたま御指摘になりましたけれども、労働安全衛生法の中では、事業場の中で労働者が働きますものが、そういう有害物を取り扱います場合の作業環境の基準、あるいは健康管理のしかた、そういうものを定めますとともに、排気、廃液または残滓物による健康障害、外に捨てること、たとえば鉛の除塵をいたします場合に、それが事業場内にまた戻ってくるというふうなこともございまして、そういう意味では、事業場内と外との環境の改善というものが同一のものになります。そういう意味で、新たに条文を設けまして、排気、廃液、残滓物につきましても規制をいたす条文をつくっております。現に一部の物質についてはそういう規制をいたしております。

○加藤進君 もうすでにPCBは生産が中止されたわけですが、いま推計するところによると、一万七千トン以上のPCBが環境を汚染し続けている、しかもこの汚染が続いているPCBの回収のめどはない、こういうふうな考えでいかなければならないと思っております。もしそうならば、一体、われわれは回収できない汚染源を日体内に摂取している、汚染された物質を食品として、あるいは魚や、あるいは米や野菜、牛乳、卵、ありとあらゆるものからPCBの有毒なるものを摂取する、こういうふうな深刻な事態にあるわけでございます。実は私、もうこれほどまでに一般の国民がこのPCB汚染問題に深刻な不安を持っておるかというのを見たわけですが、六月十八日ですかの間の新聞です。朝日には、あまりたくさんさんの問い合わせがあるために、京都市衛生研究所の藤原先生にこの問い合わせに対する答えをまとめてもらった、「魚汚染」に対する主婦のための十カ条」と、こういうのでございます。もちろん、専門家の先生のやむなく出された十カ条だと思っております。こういう状態を今後環境庁にしろ政府にしろいつまで放置されるのか、ある一定の時期には、こういう魚をはじめるための食品の安全性について明確に国民に責任のある公表をされるのはいつなのか、その点をまずお聞きしたいと思っております。

○政府委員(浦田純一君) 食品を通じて体内に取り入れられるPCBの影響につきましては、私も、いまのようにPCBによって、製造等は禁止されましたけれども、すでに環境は汚染されてしまった、魚などを通じて体内に入ってくる可能性はあるということ、やはり人体に入ってくる最後の関門としてどうしても規制をしなくてはならないということで、昨年の八月に食品衛生調査会の意見を聞きまして、暫定規制値ということでございますが、一応規制値を定めたわけでございます。この考え方は、暫定という名前がついておりますけれども、それまでにはやられました最新の知見というもののに基づきまして、また日本人の食生活の向上というものを考えまして、十分な安全率を見込んで定められたものでございます。したがって、この規制値を守る、それ以上の汚染魚が市場に入らないという措置が十分に講ぜられれば、一般の国民の方は、市場に出ている魚を何ら心配なく買われて食べてもこれは健康上の障害は起こらないわけでございます。

○加藤進君 三PPMにつきましては専門家は非常に疑問を持っています。それは、一定の科学的な追究は行われておるからかわらず、あるところで突然日本人の食生活からいうと近海ものが一、遠海ものが三の割合で摂取しているというふうなきわめて非科学的な、常識的なものがぽつと介入する、そうして三PPMという数値が出る、これはきわめて非科学的な数値である、こういう批判が出ています。この点が一つございまして、もう一つ私はこの機会に聞きたいのは、はたしてそのような暫定的でも安全基準が出されて、これに基づく魚介類をはじめとする調査が全国的にやられてきたわけでございますけれども、この全国的にやられた調査、この調査というもののからほんとうの意味の安全性をはき出すような数値が出るのかどうか、こういう点も私はいまのところ疑問に思っています。責任上国がやられたのは魚であって、それ以外の米、野菜、肉、牛乳、卵等はこれは都道府県にまかされている、この都道府県にまかされたところがさらに下部のほうにいきまして、一体どういう事態が起こっているか、こういいますと、現在、日本のこのような検査体制と申しますか、調査体制がきわめて不備な状態のもとで数値が全部集約、集計されるわけなんです。私は、一つの例でございますけれども、京都府の例を聞きました。すると、ここでの研究員は六名、年間予算は五十万、そしてほかの仕事は全部ほうっておいて、てんでこ舞いでこの数値をはき出した、こう言っています。京都でそのような状態ですから、一体全国的に見たら全く寒気がすると、こういわれておるわけでありまして、こういう状態を抜本的に改善するために、環境庁あるいは政府当局が是非でもこのような調査研究、監

○高山恒雄君 じゃ、質問を終わります。

○政府委員(浦田純一君) 食品を通じて体内に取り入れられるPCBの影響につきましては、私も、いまのようにPCBによって、製造等は禁止されましたけれども、すでに環境は汚染されてしまった、魚などを通じて体内に入ってくる可能性はあるということ、やはり人体に入ってくる最後の関門としてどうしても規制をしなくてはならないということで、昨年の八月に食品衛生調査会の意見を聞きまして、暫定規制値ということでございますが、一応規制値を定めたわけでございます。

○加藤進君 専門家によりまして、この汚染はおそらく今後数年間に進行するであろう、こう言われております。先ほど答弁によりまして、暫定安全基準ではあるけれども、これは科学的にしっかりと根拠がある、こういうふうな言われたわけですが、これが魚の中の三PPMという数値でしよう。

○政府委員(浦田純一君) 濃度規制といたしましては、近海魚については三PPM、遠海ものについては〇・五PPMということでございますが、その根底になっておりますのは、日々摂取するPCBの量をいかに押えるかということでございます。これは成人五十キロの体重の場合二百五十マイクログラム、そのうち約七十マイクログラムは魚介類以外から、たとえば野菜とか米とか、あるいは乳肉といったものから入るであろうというものの最大限を予想いたしまして、残りについて魚介類に割り当てたということでございます。

○政府委員(齋藤太一君) 感圧紙の代替品の試験につきましては、先ほど私言い漏らししましたけれども、現在、労働省の労働衛生研究所におきましても慢性毒性試験を実施中というふう聞いております。

それから、企業が資金を出したものは結果について公正さが問題ではないかという御指摘でございますけれども、企業が委託したものでございまして、大学が試験をやっておるものでございまして、その結論につきましては学者等に判断をいただければ、その結果の公正さについては御判断願えるんじゃないかというふうに私ども考えるわけでございますけれども、本法施行後におきましては、既存の化学物質の審査は国の費用で行ないたいと、かように考えております。

れわれに教えたことだと思っています。したがって、私は、安全性は国の責任においてやるべきであるということを強調したいわけです。

そこで、今度の法案では、ともかく企業から届け出をさせて、届け出に基づいて事前の審査を行うからその安全性については保証つきだと、こ

ういうふうによつぱり法案の内容が読み取れるわけでございますけれども、しかし、事前審査がやられ、届け出が出されたからといって、それだけではどうしても安心できないというのが、これが今日までの長い私たちの経験の中から出てきてお

る感じだと思っています。

そこで、事前審査をほんとうに確実、安全性を保証するものとしてやるためには、私はその方法についても少し正確な取りきめを行わなくてはならぬのではなからうか。その点について審査

方法は法案でこういっていますね、「省令で定める」というだけで、何も内容については具体的に示しておりません。これは関係省庁におきまして、具体的にどのような順序を経て審査を完べきなものにしていくのか、その順序と手だてを明確にしておられないと、事前審査をやるから、届け出が

あるからということだけではわれわれは安全性の保証にはならぬと、こう考えますけれども、その点の説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(齋藤太一君) 届け出がございました場合には、まず、法案で今度つくられることになっております化学品審議会、ここに審査分科会のようなものを設けて、専門の学者先生にその委員になっていただきまして、そこでまずこの法律でいう特定化学物質に該当するかどうかの判断をしていただくつもりでございます。また、過去の知見だけでは判断がつかない場合には、試験をさせることになりまされども、どういった試験を実施するかという試験の項目なり試験の方法等につきましては、本法の第四条第四項によりまして、環境庁、厚生省、通産省で、共同で省令で試験方法を定めることにいたしております。この方法に従いまして試験をやりませんが、その試験そのものは原則として第三者機関にやらせるということで、私どもただいま財団法人化学品検査協会の試験データを使いたい、これは財団法人でございますので、十分第三者機関として公正さが監督できると、かように考えております。そしてその試験のデータが出ましたところでもう一ぺん化学品審議会にはかりまして、その上で審議会の意見を参酌しながら、厚生大臣と通産大臣が環境庁の御意見も聞きながら決定をしますと、こういう段取りを踏んで審査が行なわれることになりました。

○加藤進君 説明を聞きましてけれども、ちょっと確かめですが、まず、企業が新規化学物質を届け出る際には、分解性、蓄積性だけでなく、毒性についても急性、慢性の別なくこれを審査する。毒性の結果についてこれを届け出させる義務というのは、義務づけはこの法案にはあるでしょうか。

○政府委員(齋藤太一君) この化学物質は、産業用等に使われまして環境に出ました場合に、環境で分解をしないで残留をし、また、魚等で、濃縮率が高くて魚の体内等に濃縮されまして、それが

回りめぐって、食物連鎖を経て人の口に入るとの健康を害すると、こういうものを防ぎたいと、こういう趣旨でございます。薬品でございますとか、あるいは食品のように直ちに人の口に入るというものではございません。そういう意味合いにおきまして、全化学物質につきまして毒性試験を強制はいたしておりません。分解性、蓄積性等の結果によりまして、必要に応じて毒性試験を命ずると、こういうたてまえをとっております。

○加藤進君 そうしますと、毒性に関してはこれを明確にして、その結果を届け出させるという義務はここにはないと、こういうことですね、一つは。

それでは、もう一つ聞きますけれども、こういう企業の出したデータについて、それを追試するということが国の責任において行なうと、こういうことがこの法案の中からはっきりと読み取れるのでしょうか。

○政府委員(齋藤太一君) たてまえといたしまして、試験は、財団法人化学品検査協会に付置いたします化学品安全センターで試験をいたしまして、そのデータを採用したいと考えておりまして、企業自身の資料は極力使わないつもりでございます。

○加藤進君 そうしますと、国は、この企業の出したデータについても慎重に追試をして、そしてその安全を確認するということですね。

そこで、もう一つ私はお聞きしたいのは、こういうデータは公開されるのかどうか。全国の科学者の前に公開され、十分な科学者の検査を経るものであるかどうか。この点についての規定はこの法案の中にはあるでしょうか。

○政府委員(齋藤太一君) 試験のデータは、化学品審議会にかけまして、ただいま申しました判定の委員会あたりで学識経験者が公正な立場からそのデータを見て議論をされることになろうかと存じます。こういった試験のデータは、この委員が安全性の検討を客観的に、また慎重に行なうための内部の資料でございますので、それをそのまま

全部公表するということは考えておりませんが、秘密にしておかなければならないという性質のものでございせんので、専門家等その内容について知りたいといったような申し出がございましたら、供覧に供することによさかではございません。

○加藤進君 むしろ私は、国がこれほど追試もやり、これほど審査して、安全性は確実だというような内容なら、積極的にこれは全国の専門科学者あるいは技術者に公開するのが適切ではないかという意見を持ちます。

それから化学品審議会の問題でございますけれども、この審議会について附則第五条では、「新規の化学品の安全性の確保に関する事項その他化学品に関する重要事項を調査審議する」とありますけれども、これは新規の化学物質が届け出られた場合に、その個々の一つ一つについて審議会にかけられて審査されるのか。こういう機構になつておるかどうかということをお聞きしたい。

○政府委員(齋藤太一君) この法律によりまして生まれます化学品審議会は、新規化学物質の試験の方法、それから判定の基準、それから御指摘の具体的な判定、それから特定化学物質の指定、その使用の技術基準、こういった問題を御審議願うように考えておりまして、そういう意味で共通的な問題の審議と、それから分科会等におきましての個別の案件についての審査と、二種類の仕事をお願いしようというふうに考えております。

○加藤進君 そういふ重大な任務を持つ審議会です。審議会には、言うまでもなく専門の科学者あるいは専門家に入られるであろうと思いますが、消費者代表をこれに加える、そうして安全性についての消費者の側からの確認を経る、こういうことはこの審議会の構成内容の中には出ておるのでしょうか。

○政府委員(齋藤太一君) 審議会は広く各界のメンバーで構成いたしましたので、この問題について広

く御討議を願おうというふうに考えております。御指摘の消費者代表等々も加えて構成するようにはいたしたいと考えておりますけれども、個々の申請案件の判定の分科会につきましてはなるべく専門家のみにいたしたいと、かように考えております。

○加藤進君 この問題について、六月十四日の商工委員会ではわが党の須藤議員が質問いたしましたところ、この審議会に企業代表も加えるという答弁があったわけでございますけれども、化学物質の安全性を審査する委員会に企業代表をわざわざ加えなくてはならぬという理由は一体どこにあるのでしょうか。

○政府委員(齋藤太一君) 企業も、自社の製品を出すにつきましては、その安全性を確保する義務が企業に私は課せられておると存じます。そういう意味で、企業側の総合的にこの問題についての意見を聴取することも、総合的にこの問題を判定する場合の一つの要因であらうというふうに考えるわけでございます。同様な意味におきまして、消費者代表、あるいは言論界、そういう各界の方方を構成メンバーといたしまして、いわゆる総合的な場におきましては広く各界の御意見を承りたいと、かように考えておりますが、もちろん、いろいろな問題の決定は政府がいたしますので、参考意見ということでございまして、それから企業代表のと申しますか、業界の意見を述べる委員の数は全体の中の少数部分にいたしたい、かように考えております。

○加藤進君 いま言われたような趣旨なら、何も企業の代表を正規の委員に入れる必要までではないと私は思います。そういう場合、参考人程度で呼んだらいいじゃないですか、意見を聞くために。何がゆえに化学品の新しい物質の安全性を審議するための委員会に企業代表を加えるのか、その理由が私には納得できません。

もう一つ、この委員会は秘密会であるかどうかという問題です。と申しますのは、従来の食品衛

生調査会でいろいろ専門家の中にも疑惑を呼んでいる面があります。それは、審議される内容がきわめて重要だけれども、その内容はほとんど公表されない、こういう事態が起こってきておりまして、これは一番最初に私が申し上げました、三P P Mをきめた根拠は科学的には何かという点でも強い疑惑がこれに関連して起こっていることは、皆さんの御承知のとおりだと思います。そういう点から言うなら、事柄は国民の健康と命に関する問題、この問題に関連しての化学物質の審査をやるわけでありまして、もちろん、これに大げい押し付けてくるなどという事態を考えるのではなしに、国民の代表あるいは科学者の代表等々をこれに傍聴として参加させる、こういう公開性を私は原則とすべきではないか。こうしなければ、ほんとうの国民の納得のいく安全性の保証には欠けるじゃないか、こういうふうに考えますけれども、その点についての御意見はどうでしょうか。

○政府委員(齋藤太一君) 各委員の自由な発言を期待いたし、客観的で公正な判断を期待するという立場から申しますと、この種の他の審議会の例にならしまして、一応審議会は非公開といたしたい、かように考えております。

○加藤進君 その点に關しまして通産大臣、それから三木環境庁長官に御所見を承りたいと思えます。と申しますのは、こういう審議会が秘密裏に行なわれて、そうして有害な物質や有害な薬品であるにもかかわらず、これが今日まで有害と知りつつ汚染を続けてきた、こういう私たちには痛い教訓があるわけでございますから、そういうことをなくするための歯どめとしても、少なくともそのような公開性を原則として審議会にとるべきではないか、こう考えるわけですが、両大臣の御所見をお聞きいたしまして私の質問を終わります。

○国務大臣(中曾根康弘君) 御質問の御趣旨はよくわかりますが、公開、非公開のおの長短があるだろうと思います。しかし、やはり言論の自由

を保障したやり方というものは、投票と同じように秘密投票ということになっておりますように、原則的にはやはり非公開にしておいて、機宜により公開することもあり得る、そういうほうが適当であらうと思えます。

○国務大臣(三木武夫君) 通産省も、特に秘密を守らなければならないと言っているんですから、できる限りそれはみなに周知徹底するような方法は必要だと思いますね。

○加藤進君 いま通産大臣がおっしゃいました、特定の専門家がぜひとも審議会の傍聴をしたい、こういうような要請があった場合に、こういう点くらいは私は認めてしかるべきだと思いますけれども、その点、最後に重ねてお聞きしておきます。○国務大臣(中曾根康弘君) 一応原則的に非公開としておいて、この審議会の委員の皆さんの御意見によって公開にすべき場合にはしたらい、そのように思います。

○委員長(佐田一郎君) 加藤君の質疑は終了いたしました。

ほかに御発言もなければ、本連合審査会はこれにて終了することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認めます。

よって、連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

昭和四十八年七月七日印刷

昭和四十八年七月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局